

平成25年10月16日

堺市上下水道局

### 桃山台配水管布設工事の設計図書の訂正について(通知)

桃山台配水管布設工事の設計図書(特記仕様書)を、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在公開されている書類は訂正済みです。訂正前の書類をすでにダウンロードされている場合は、以下のとおり、訂正頂きますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 設計図書の訂正箇所

・特記仕様書に、「改良土の使用基準等に係る特記仕様書」部分が欠落していたため、欠落部分を追加する。

##### 2. 訂正内容

・「改良土の使用基準等に係る特記仕様書」(2頁)を追加する。

# 改良土の使用基準等に係る特記仕様書

## 1. 目的

この特記仕様書は本工事で使用する、生石灰等で改良した改良土について、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 改良土の品質基準値

次の条件を満たすものとする

最大粒径	25 mm以下
粒度 (75 μm) 細粒分含有率	25 %以下
修正CBR	20 以上
塑性指数	10 以下

土壌汚染対策法に基づく溶出量等基準

分類	特定有害物の種類	溶出量基準 <sup>注1)</sup> ( mg/L )	含有量基準 <sup>注2)</sup> ( mg/kg )
第1種特定 有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1・2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1・1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—
	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1・3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	1・1・1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	第2種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアン：50 以下
水銀及びその化合物		水銀：0.0005 以下 アルキル水銀：検出されないこと	水銀：15 以下
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4000 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	
第3種特定 有害物質 (農薬・PCB)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
	チウラム	0.006 以下	—
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

注1) 環境省告示第18号(平成15年3月6日)土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件

注2) 環境省告示第19号(平成15年3月6日)土壌含有量調査に係る測定方法を定める件

## 3. 改良土の品質管理等について

- ・改良土を使用する場合は、施工計画書に「プラントの名称」「改良土の品質及び試験結果」等を明記した改良土利用計画を記載すること。また、プラントが発行する計量票による建設発生土及び、改良土の伝票管理を行うこと。
- ・監督員が必要と認める場合は、当該現場に搬入された改良土について、品質試験を指示する場合がある。これに要する費用は、全て受注者負担とする。
- ・現場で仮置きするときは、降雨等による品質低下を起こさないように管理をするものとする。

4. 改良土のプラントについて

- ・改良土のプラントは以下の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 第2項に規定した改良土の品質基準値を満たす試験値であり、その品質試験を年1回以上行っていること。
  - (2) 改良土の販売及び、建設発生土の処分は土質改良プラントを有する同一施設で行っていること。
  - (3) トラックスケールを設置し、計量票にて建設発生土の搬入量及び、改良土の搬出量管理を行えること。
- ・上記条件を確認しているプラントは以下のとおりである。

会社名	所在地
(株)オージーロード	堺市堺区大浜西町5番地
(協)大阪南部リサイクルセンター	富田林市大字喜志2594番地の1
(株)よしひろ商店	羽曳野市大黒91-1
(有)丸新(津守)	大阪市西成区津守3丁目142番地
(有)丸新(泉大津)	泉大津市汐見町106
前田道路(株)泉北合材工場	泉大津市臨海町1-26

- ・上記以外のプラントに関しては、提出書類、現地調査等により発注者が条件を満たすことを確認後、使用出来るものとする。

5. 改良土の積算等について

- ・購入、建設発生土の処分地及び運搬距離を次表のとおり積算している。しかし、このことにより、受注者による選定を拘束するものではない。
- ・受注者の都合により購入及び建設発生土の処分地を変更する場合は、それに係る費用が当初設計における積算と比較して減額となる場合は実態に合わせて設計金額の変更を行う。ただし、増額になる場合は行わない。

品目	購入及び処分地	所在地	運搬距離
改良土	(有)丸新(泉大津)	泉大津市汐見町106	11.7km